

# 豊川市公契約条例

～制定までの過程とこれまでの取組み～

1. 公契約条例制定の背景
2. 公契約のあり方検討委員会の設置
3. 公契約に関する基本方針の策定
4. 入札・契約制度改革の実施
5. パブリックコメントの実施
6. 条例制定

# 1. 公契約条例制定の背景

議会での質問及び、国の動きや他団体の状況を踏まえ、公契約条例等の方向性の検討を開始  
(平成26年度～)

時期			内容
平成26年	6月	(国)	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」のいわゆる「担い手3法」が一体改正・公布
平成26年	12月定例会	(議会)	「公契約の状況について」一般質問
平成28年	3月定例会	(議会)	「生活できる賃金確保の上で、公契約条例制定の有効性の認識と本市の考えについて」一般質問
平成28年	7月	(事務局)	先進地視察(野田市、多摩市、新宿区)
平成28年	10月	(内部組織)	公契約のあり方検討委員会の設置
平成28年	12月定例会	(議会)	「公契約と入札制度改革について」一般質問
平成29年	1月	(事務局)	「公契約と入札・契約制度改革について」市議会総務委員会所管事務調査の開催
平成29年	2月	(事務局)	「豊川市の公契約に関する基本方針」の策定 「公契約と入札・契約制度改革について」事業者向け説明会の開催
平成29年	7月	(事務局)	先進地視察(草加市、越谷市)
平成29年	7月	(議会)	市議会総務委員会行政調査(公契約条例について:野田市)
平成29年	12月定例会	(議会)	「豊川市の公契約について」一般質問
平成30年	6月定例会	(議会)	「豊川市の公契約について」一般質問
平成30年	9月定例会	(事務局)	豊川市公契約条例の制定について議案提出

## 2. 公契約のあり方検討委員会の設置

平成28年10月3日 豊川市公契約のあり方検討委員会を設置

豊川市入札等審査委員会の審査事項に、公契約のあり方に関することを追加し、その具体的な検討を行う組織として設置

構成員	各部課長 計12名（内部組織）
開催回数	平成28年度：2回 平成29年度：4回
検討内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・公契約のあり方に関する事項</li><li>・入札、契約制度改革に関する事項</li><li>・その他、委員会が必要と認める事項</li></ul>

# 3. 公契約に関する基本方針の策定

平成29年2月1日 豊川市の公契約に関する基本方針を策定 (別紙)

市が発注するすべての公契約について、

- ・ 市及び事業者の責務を明らかにし、公契約の透明性、公平・公正性の確保と競争性の向上を図る。
- ・ 公契約に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保することにより、公契約に係る事務事業の質を向上させる。  
もって地域経済の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 基本方針

第1 市及び事業者の責務

第2 適正な入札及び契約の実施並びに品質と適正な履行を確保するための  
制度改革の推進

第3 労働者の労働環境の確保

第4 事業者の健全で安定した経営環境の確保と地域経済の活性化

第5 その他の方針

**【※公契約条例は、基本方針を基に策定】**

**【※公契約に関する基本方針は条例施行後に廃止し、具体的な施策については別に規定】**

# 4. 入札・契約制度改革の実施

○豊川市の公契約に関する基本方針策定 平成29年2月1日

○ダンピング受注の排除のため、最低制限価格調査制度・低入札価格調査制度の見直し  
平成29年4月～、平成30年4月～

- ・平成29年度 市独自モデルから中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公契連）モデルへ見直し  
予定価格に対する最低制限価格の平均割合  
平成28年度：70.9% → 平成29年度：88.5%
- ・平成30年度 公契連モデルの改正による料率見直し
- ・平成30年度 一部の業務委託に最低制限価格制度を導入

○労働者の労働環境確保のため、労働環境の確認の実施  
平成29年4月～、平成30年4月～

- ・平成29年度 工事請負契約の一部 工事：17件  
【36協定が結ばれていない業者：2者、就業規則の整っていない業者：1者】
- ・平成30年度 一部の業務委託等に拡大 工事：18件 業務委託等：16件（H30.9現在）  
【36協定が結ばれていない業者：2者】

○社会保険等未加入対策の実施 平成30年4月～

- ・建設工事について、社会保険等に未加入の建設業者との一次下請契約を禁止
- ・違反があった場合は、制裁金の請求・指名停止措置・工事成績の減点

# 5. パブリックコメントの実施

豊川市公契約条例（案）の基本的な考え方について意見を募集

意見書提出期間	平成30年6月21日（木）～7月20日（金）
意見書提出者数	1団体
意見数	6項目11件
意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・この方針等を堅持して欲しい。</li><li>・多くの公契約案件に適用出来るよう設定して欲しい。</li><li>・最低賃金を大幅に上回る金額で設定されるよう強く求める。</li><li>・労働環境を確認する上で、現場調査や通報制度が必要である。</li><li>・労働者に申出権があるが、「通報者保護」を明記することは、申出者が不利益な扱いを受けないために有効である。</li><li>・損害賠償や違約金の徴収等は、事業者には契約を遵守させる誘因となる。</li><li>・メンバーは、学識経験者、事業者団体、労働者団体からバランスよく配置することが必要である。</li><li>・制定後の実施状況や労働報酬下限額の見直しなどのため、随時開催し適正な運営が図る必要がある。</li><li>・「委託替え」により労働者も入れ替わってしまう場合、受託した事業者に対し、従前の労働者のうち希望する者を雇用する努力義務を負わせることに関して条例の条項とすることにより、労働者の雇用や品質の維持、継続性の確保を図ることができる。等</li></ul>

## 6. 条例制定

平成30年9月定例会

「豊川市公契約条例制定について」

全会一致により原案のとおり可決

施行日：平成31年2月1日

(豊川市公契約審議会関係 平成30年9月27日施行)